

豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てを応援する企業を認定・表彰するため必要な事項を定めて企業による子育て支援への意欲を高め、その取組事例を広く紹介することにより子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(認定・表彰単位)

第3条 子育て応援企業の認定は、事業所単位とする。

2 子育て応援企業の表彰及び永続認定は企業単位とする。

(認定対象事業所)

第4条 子育て応援企業の認定の対象となる事業所は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 事業所の所在地が豊橋市内にあること。

(2) 次に掲げる項目で子育てにやさしい活動を行っており、別表に定める基準を満たすこと。

ア こどもと一緒に利用できるサービスや設備の提供

イ 地域における子育て・子育て支援

ウ 子育てしながら働きやすい環境づくり

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業の事業所を対象としないことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。

(1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業

(2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けようとした企業

(3) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業

(募集及び申請)

第5条 子育て支援企業の認定を受けようとする事業所は、豊橋市子育て応援企業(認定・更新・永続認定)申請書(第1号様式)(以下「認定申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(認定審査会)

第6条 子育て応援企業の認定等を行うに当たり、専門的見地から意見を聴取するた

め、子育て応援企業認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置し、豊橋市附属機関設置条例（令和6年豊橋市条例第3号）第4条の規定に基づき必要な事項を定める。

- 2 認定審査会は、子育て支援について知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員8名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 認定審査会に会長を置き、こども未来部長を持って充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長は、認定審査会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に参加させることができる。

（認定審査等）

第7条 子育て応援企業の認定は、認定審査会の意見を受けて、市長が行う。

- 2 認定審査会は、別表（認定基準）に基づき認定申請書及び説明資料等を審査し、その審査結果について市長に意見を述べるものとする。

（認定証の交付等）

第8条 市長は、子育て応援企業として認定した事業所に、子育て応援企業認定証を交付する。

- 2 子育て応援企業は、認定マーク（第2号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。

（変更・廃止の届出）

第9条 子育て応援企業は、次の各号に掲げる場合には、豊橋市子育て応援企業申請事項（変更・廃止・永続認定廃止）届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した子育て支援に関する取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。
- (5) 永続認定を廃止したいとき。

（確認調査）

第10条 市長は、企業に対して聞き取り調査等を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

- 2 市長は、前項の聞き取り調査等の結果、取組内容又はその実施状況に大きな変更があったとき等には、認定審査会の審査に付すことができる。

(認定の更新)

第11条 子育て応援企業は、3年ごとにその更新を受けなければならない。

- 2 当該年度中の更新で、認定期間が連続3期9年を超える見込みの事業所を有する企業が希望する場合、永続認定を受けることができる。
- 3 前2項に規定する更新及び永続認定に係る手続きは、第5条の規定を準用する。
- 4 第2項の認定を受けた企業は、子育てに関する取組を継続して行うとともに、その状況を自主的に公開するなど、他の企業の模範となるように努めなければならない。

(認定の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。その際、必要に応じて認定審査会の意見を聞くことができる。なお、永続認定の場合も同様とする。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項の申請をしたときに第4条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたとき。
 - (3) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 第4条第2項第3号に該当することとなったとき又は第5条第1項の申請をしたときに第4条第2項第3号に該当していたことが判明したとき。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認定を申請することができない。なお、永続認定を受けた企業が認定の取消しを受けた場合は、第11条第2項の規定を再度満たさなければ永続認定を受けることはできない。

(表彰)

第13条 市長は、当該年度に子育て応援企業として認定を受けた企業のうち、次の各号に該当する場合には、当該企業をそれぞれ表彰することができる。

- (1) 最優秀賞 特に優れた取組を実施している企業
 - (2) 優秀賞 中小企業のうち特に優れた取組を実施している企業（ただし第1号の表彰を受けた企業を除く）
 - (3) 特別賞 特色ある取組を実施し、表彰に値する企業
- 2 表彰を受ける企業の選考は、認定審査会の意見を受けて、市長が行うものとする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は除く。
- (1) 過去に第1項第1号の表彰を受けた企業は、第1号及び第2号の表彰の対象としない。
 - (2) 過去に第1項第2号の表彰を受けた企業は、第2号の表彰の対象としない。

(広報)

第14条 市は、子育て応援企業として認定を受けた企業の子育てにやさしい取組事例について、市のホームページ等により普及啓発に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に関する事務は、こども未来部子育て支援課が行う。

2 この要綱に定めるもののほか、子育て応援企業認定・表彰制度に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 最初に依頼される認定審査会の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱の規定により作成されている様式第1は改正後の豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。